

R8年度

公共工事設計労務費に係る調査業務

独立行政法人都市再生機構
九州支社 住宅経営部

業 務 仕 様 書

1 業務名称

公共事業労務費に係る調査業務

2 業務目的

公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日 から 2028（R10）年1月15日まで

指定工期 第1次：2027年1月15日（2026年度労務費調査）

4 業務内容

① 調査対象

調査対象工事は、発注者が別途工事名簿により受注者に指示する。

調査対象工事は、機構_九州支社、西日本支社、中部支社の発注工事であり、各年度の調査対象件数は以下の通り。

なお、調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更について別途協議とする。

・ 調査対象工事件数

2026 年度

九州（5件：内、改修5件）

関西（5件：内、新築5件）

中部（1件：内、改修1件）

2027 年度

九州（5件：内、新築1件、改修4件）

関西（5件：内、新築5件）

中部（1件：内、新築1件）

② 調査日程表の作成

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を作成し、事前に発注者の承認を得るものとする。また、受注者は調査日程を変更する場合は、速やかに発注者に連絡し、その承認を得るものとする。

③書面調査の実施

別紙1「書面調査の実施について」及び別紙2「オンライン調査の実施について」に基づき調査を実施すること。

別紙は抜粋であり、全文については国土交通省ホームページにて掲載されているので確認をして調査を実施すること。

④調査票等の一次審査等

イ 審査

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）が提出する調査票、各種手当内訳表及び臨時の給与年計票を、公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

ロ 補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について、補充調査を行う。

ハ 再確認

一次審査後、二次審査開始までに調査内容に不備、間違い等がないか再確認を行う。再確認し不明瞭な部分があった場合は調査対象工事の請負業者へ不明瞭な部分の確認を行う。

⑤ 審査結果の整理

イ 無効調査票の整理

受注者は、受注者が行う一次審査及び二省各地方連絡協議会が行う二次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理する。

ロ 一次審査データ入力、調査票等の記入ミスの整理

受注者は、調査票、各種手当内訳表及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理する。

一次審査有効標本のデータ入力及び、エラーチェックを行なう。

5 特記事項

- (1) 業務は、契約締結後に通知する九州支社、西日本支社、中部支社の各機構担当者の指示により実施すること。
- (2) 契約締結後7日以内に、上記機構担当者との履行に関する打合せを実施し、速やかに業務を開始すること。
- (3) 業務上取得する個人情報及び資料等にかかる知的財産の取扱いには十分留意し、守秘義務を厳守すること。

- (4) 業務の処理場、知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 本業務の履行に際し、未公表の発注予定情報や今後の事業予定、調査票など重要な情報については、特に取り扱いに留意することとし、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

6 打合せ及び記録

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者（各支社の機構担当者）と適宜打ち合わせ協議を行うものとする。

7 成果品

- ① 調査業務報告書
- ② 一次審査での有効標本入力、エラーチェックのデータ …… 一式
- ④ 上記①②にかかる電子データ …… 一式

8 再委託

- (1) 業務における再委託は原則として認めない。なお、契約書により、書面により予め承諾を得て再委託できる業務等は下表のとおりとする。

再委託不可の内容	① 業務の総合調整マネジメント ② 業務の中核となる成果資料の作成 ③ 打合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例] ・ ホームページ、リーフレット、成果品デザイン ・ データベース素案作成 ・ アンケート及びヒアリングに関する補助業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例] ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約などの簡易業務 ・ トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影

※記載のない内容を再委託する場合はその作業の質と表の範囲を勘案して判断するものとする。

- (2) 受注者は、再委託する場合は、次に掲げる要件を全て満たした者を選定すること。
- ① 掲示文兼入札説明書 4 (1)、(2)、(3)の資格を満たしていること。
 - ② 過去に携わった公的機関が発注した業務において、不適切と判断される業務を行っていないこと。
- (3) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係

を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

9 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

10 調査員

(1) 受注者は本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に提出するものとする。

また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。

(2) 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

以 上